議員提出議案第11号

新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会の設置について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を 提出する。

平成20年9月24日

提出者 中 浦 新 悟

賛成者 稲 田 欣 彦

" 山田正弘

ッ 矢 奥 憲 一

" 中野陽泰

西口広信

リ 中 谷 尚 敬

" 下村晴意

ル 小 笹 浩 樹

" 白本和久

〃 谷村淳子

 新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会の設置について

下記により、新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会の設置について、議案を提出する。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の規定により、 次の事項について調査するものとする。

(1) 新病院設置に係る随意契約に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び生駒市議会委員会条例(昭和46年1 1月生駒市条例第31条)第5条の規定により、新病院設置に係る随意契約に ついて、委員8人からなる新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会を 設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項、 第10項及び同法第98条第1項の権限を新病院設置に係る随意契約を調査す る特別委員会に委任する。

4 調查期限

新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会は、1に掲げる調査が終了 するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては100万円以内とする。